

<研究ノート>

2005 年度 DAX 対象ドイツ企業による IFRS 適用事例

—アニュアル・レポートからの抜粋訳—

戸 田 龍 介

当研究ノートは、2005 年度の DAX（ドイツ株価指数）対象ドイツ企業による国際財務報告基準（以下 IFRS と記す）の適用事例を、各社のアニュアル・レポートから任意に抜粋して訳出したものである。2005 年度当時、DAX 対象の 30 社のうち、IFRS 適用企業は 22 社あった。このうち、IFRS 適用について特徴的な言及を行っていた、あるいは調整表の掲示があった 15 社（アディダス、アルタナ、ヒポ・フェラインス銀行、コンチネンタル、ドイツ取引所、ルフトハンザ、ドイツポスト、ドイツテレコム、ヘンケル、マン、メトロ、RWE、シェーリング、TUI、フォルクスワーゲン）について任意に選択し、当該箇所を以下に訳出した。当研究ノートで取り上げる 15 社を含んだ、2005 年度 DAX 対象全 30 社については、特に各社の会計政策選択行動に注目した調査結果がすでに公表されている（戸田龍介稿「ドイツにおける会計戦略（2005）—共同体、国家、企業の各レベルにおいて—」『商経論叢』第 43 巻第 1 号、2007 年 5 月）。

ここで取り上げる 15 社のアニュアル・レポートについては、論文末尾に参考文献として掲げている。文中で使用する各社の略語については、次のようにしている。アディダスは AD、アルタナは ALT、ヒポ・フェラインス銀行は HVB、コンチネンタルは CON、ドイツ取引所は DBO、ルフトハンザは LUF、ドイツポストは DP、ドイツテレコムは DT、ヘンケルは HEN、マンは MAN、メトロは MET、シェーリングは SCH、フォルクスワーゲンは VW。RWE や TUI などは、社名をそのまま用いている。なお、DAX の対象企業は毎年見直しが行われるため、すでに 2008 年度において、アルタナ、ヒポ・フェラインス銀行、シェーリングの 3 社は DAX 対象企業ではなくなっている。

当研究ノートにおいて使用されたアニュアル・レポートを含め、2005 年度 DAX 対象全 30 社の 1980 年度から 2005 年度までのアニュアル・レポートが、神奈川大学経済学部の戸田龍介研究室（1-709）に保管されている。これらのアニュアル・レポート収集は、平成 18 年度文部科学省研究設備整備補助金によるものである（研究設備名：「ドイツ主要企業営業報告書コレクション 1980-2005 年」）。ただし当該アニュアル・レポートは、2005 年度当時の DAX 対象企業であるか、またはその前身あるいは合併前企業のものに限られている。

アディダス

・脚注 (AD [2005] S. 132-133.)

ドイツ法に基づく上場会社であるアディダス・ソロモン AG およびその子会社は、幅広いスポーツ用品およびレジャー用品を、企画・開発・生産・販売している。アディダス・グループは、ドイツのヘルツォーゲンアウラッハに本社を置いている。当グループは、主要なブランドにより事業活動を、「アディダス」と「テイラーメイド・アディダス・ゴルフ」の2つのセグメントに区分した。なお、「ソロモン」の活動セグメントは、2005年第4四半期に売却された。「アディダス」ブランドの製品としては、靴・服装品および鞆やボールのようなスポーツ用品などが含まれる。これらの製品は、アディダスにより企画・開発され、アディダスの指示によりほぼ独占的に関係会社 (Subunternehmer) が生産している。「テイラーメイド」は、高付加価値のゴルフバック・ボール・アクセサリーを企画・生産している。「アディダス・ゴルフ」ブランドの製品としては、靴・服装品およびアクセサリーなどが含まれる。「Maxfli」ブランドは、ゴルフボールとアクセサリーに特化したものである。

アディダス・ソロモン AG (以下「当社」とする) およびその子会社 (まとめて「アディダス・グループ」または「当グループ」とする) の連結決算は、EUにより認められた国際財務報告基準 (IFRS) に準拠して行われる。その際、2005年ないし2004年の12月31日に有効である、全てのIFRSおよび国際財務報告解釈指針委員会による解釈指針が用いられている。当グループは、2005年1月1日から、2004年3月31日以前に獲得した企業に関係する全ての営業価値および企業価値に対して、IFRS 3 (2004公表)「企業結合」・IAS 36 (2004改訂)「資産の価値減少 (Wertminderung—減損)」・IAS 38 (2004改訂)「無形資産」といった新規および改訂基準を適用した。これらの基準の適用により、営業価値および企業価値に対する規則的償却はこれ以上行われなため、当グループの財政状態に本質的な影響もたらされた。それに代わって、営業価値および企業価値に対しては、年一回および潜在的減損の兆候が現れた際に、減損手続きが行われることになる。さらに当グループは、改訂IAS 39のような改善プロジェクトの結果改訂されたIASや、IAS 32「金融商品：開示および表示」ならびにIAS 19「従業員給付 (2004公表)」の補足基準である新IFRS 2「株式報酬」を適用した。IAS 39およびIAS 32の変更を遡及的に適用することにより、転換社債 (Wandelanleihe) に対する負債と純資産の区分問題が新たに生じた。上記以外の基準を適用しても、2005会計年度における当グループの財政状態には、何らの本質的な影響はなかった。2005年10月におけるソロモン事業セグメントの売却に基づいて、当グループは、新IFRS 5「売却目的で保有する非流動資産および廃止事業」を適用した。この基準を適用しても、非継続事業の成果およびキャッシュ・フローの表示が変更された以外、前年度決算数値に何ら影響はもたらされなかった。2006年1月1日から、当グループはIAS 39の補完基準 (Ergänzung)

を適用する予定である。当グループは、当該基準を適用しても、当社の財政状態および経営成績にはなんら本質的な影響は及ぼさないだろうと考えている。2006年1月1日から有効となる全ての他の補完基準および新IFRSは、当グループにとって目的適格的ではない(nicht relevant)。当グループは、2006年12月31日以降の会計年度に有効となる新規および改訂基準が及ぼし得る効果について、目下調査中である。連結決算数値はユーロで表示される。それらは、千あるいは百万ユーロの単位で表示される。なお、ドイツの会計法に基づく報告について、当社はHGB第315a条に準拠して連結決算書を作成している。

アルタナ

- ・新会計の公式見解 (ALT [2005] pp. 112-113.)

2003年11月、IASBは、2005年1月1日より適用される改訂IAS 32「金融商品：開示および表示」およびIAS 39「金融商品：認識および測定」を公表した。これらのステートメントは、それまでのIAS 32およびIAS 39に取って代わるものであり、2005年1月1日以降に開始される会計年度において適用されるべきものである。改訂IAS 39の特別な発行を明確にするため、2004年度中に幾つかの改訂草案が公表され、2005年度に採用された。これら改訂版は、2006年1月1日以降に開始される報告期間において有効となる。しかしながら、2005年1月1日以降に開始される報告期間における早期適用も許容されている。当社は、2005年1月1日現在までの改訂IAS 32およびIAS 39とその改訂版を、それらの基準の経過措置規定に準拠しながら適用してきた。改訂IAS 39のもとでは、減損対象であった売却可能有価証券は、たとえ減損を導いた兆候が後に逆方向を指し示したとしても、もはや決して後に増分されることはない。当社はかつて、2002年度において、GPC Biotech AGへの長期投資の8.3%を減損損失として計上した。そのため2003年度において、減損の兆候が逆方向を指し示したため、2002年度に計上した減損損失を足し返した。それゆえ、IAS 39の改訂版における経過措置規定に準拠して、7.7百万ユーロが、期首利益剰余金から再評価準備金(revaluation reserve)へと再分類された。再評価準備金とは、2003年度に計上された評価増分(appreciation)の戻入れ(reversal)を示したものである。減損損失の戻入れは非課税利得なため、税引前当期純利益と税引後当期純利益に与える影響は同じである。IAS 32および39の改訂基準は、その他には、重大な影響を当社の連結財務諸表に与えなかった(ここまで原文通り。以下の訳文は抜粋)。

2004年2月にIASBは、株式ベースの支払取引に関して、IFRS 2「株式報酬」を公表した。当該基準は、従業員に対する株式譲渡や株式オプションを含むものだった。IFRS 2の規定は、2005年1月1日以降に開始される報告期間において有効となる。IFRS 2適用以前は、株式報酬費用については、当社により取得された自社株式の平均コストがオプションの行使価格を超

過する分をもって測定していた。IFRS 2に準拠すれば、株式報酬は、オプション・プライシング・モデルを基礎にした公正価値で測定され、また目的適合的なサービス期間にわたる報酬費用として認識される。さらに、持分決済型 (Equity-settled) 株式ベース取引は、純資産の増加として記録される。ただし、現金決済型株式ベース支払取引は、引当金 (provision) として記録される。IFRS 2の経過措置規定に準拠して、過年度財務諸表は、2002年11月7日以降に認定されかつ2005年1月1日までに未だ確定していない権利付与コストを反映するために、修正再表示された。なお、2003年に開始された従業員インセンティブプランは、当該基準の範囲に入っている。

2004年12月に、IFRS 19「従業員給付」の改訂版 (数理計算上の差異、団体制度および開示) が公表された。この改訂版は、2006年1月1日に有効となり、従業員年金給付の計算から生じる数理計算上の差異を、純資産において直接認識できる代替処理 (alternative) を提供するものである。当社は、この改訂版を早期適用することを選択し、現在の従業員年金給付の公正価値額を貸借対照表に表示している。以前の当社の会計政策は、「10% 回廊アプローチ」であった。この方法によれば、数理計算上の差異は純利益に算入され、また10%の回廊を上回るかあるいは下回る場合に、従業員の残存サービス期間にわたって償却された。改訂版の経過措置規定に準拠して、過年度財務諸表は修正再表示された。ただし、純利益には何ら重要な影響がないため、損益計算書からは除外された。もし当社が10%回廊アプローチを適用し続けていたなら、2005年12月31日現在の貸借対照表における従業員給付債務額は、75百万ユーロ減少していただろう。

・IFRS 2およびIAS 19の遡及的適用の結果 (ALT [2005] p. 114.)

	2004年度報告額	IFRS 2 修正	IAS 19 修正	2004年度修正額
売上原価	-1,013,577	-2,004	0	-1,015,581
売上総利益	1,949,274	-2,004	0	1,947,270
販売流通費	-777,316	-1,706	0	-779,022
研究開発費	-445,048	-2,512	0	-447,560
一般管理費	-144,915	-6,343	0	-151,258
営業利益	616,680	-12,565	0	604,115
税引前利益	623,833	-12,565	0	611,268
法人税費用	-232,577	16	0	-232,561
当期純利益	391,256	-12,549	0	378,707
基本一株当たり利益	2.88	-0.10	0	2.78
希薄化後一株当たり利益	2.87	-0.09	0	2.78
純資産	1,662,481	-857	-11,318	1,650,306
その他の非流動引当金	56,737	857	0	57,594
繰延税金資産	46,471	0	6,752	53,223
従業員給付債務	263,768	0	18,070	281,838

ヒポ・フェラインス銀行

・IFRSに準拠した連結財務諸表 (HVB [2005] p. 112.)

グローバルに活動する企業として、バイエリッシェ・ヒポ・フェラインス銀行グループ（以下「当社」あるいは「HVBグループ」と記す）は、国際会計基準審議会（IASB）の要求に準拠した財務諸表を作成している。これにより、当社の株主およびその他全ての利害関係者に対し、当社の収益性を評価するにあたっての信頼できかつ国際的に比較可能な基礎を付与している。当社のバリューベースによる経営は、これらの会計原則に同様に依拠している。当社の連結財務諸表は、ドイツ商法典（HGB）第315 a条との関連で、2002年7月19日における欧州議会および評議会の委員会規則1606/2002に従って国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成されている。ただし、EUによる承認の枠内（within the framework of the EU endorsement）においてである。IFRS何号として個別に規定された基準の他にも、IFRSsとして表示されるIFRS全体には、既存の国際会計基準（IAS）、現行国際財務報告解釈委員会（IFRIC）および前基準解釈委員会（SIC）の解釈指針が共に包摂されている。ドイツ商法典（HGB）第315 a条は、IFRSsと同様に資本市場で活動する企業により適用されるべき国内規則に相当する。

ドイツ証券取引法第161条により要求されるコーポレート・ガバナンスに関する報告書は、当社のウェブ・サイトにおいて公表されている。当社の上場子会社であるDAB銀行AGは、同様の報告書を同サイトに公表している。当社の「経営者による討議および分析」は、ドイツ商法典第315条第1, 2項の要求に加えて、IAS1で述べられた財務審査規準にもまた合致している。さらに、ドイツ商法典第315条に準拠したリスク報告書もまた、そこに組み込まれている。ドイツ商法典第264 b条第4項により、ミュンヘンにあるHVZ GmbH&Co. Objekt KG、ザルバートルプラッツ不動産会社mbH&Co. OHG管理センター、ヒポ銀行管理センター GmbH&Co. KGおよびポルティア不動産管理会社mbH&Co. Objekt KGは、マネージメント・レポートの作成義務から免除されている。

・公表されているが未効力のIFRSsのうち、早期適用されなかった基準 (HVB [2005] p. 116.)

以下の基準は、IASBにより新たに公表または改訂されたが、その効力は2005年会計年度末以降に発生するもののうち、当社が早期適用しなかった分である。まず、2006年1月1日から適用可能な改訂IAS19（2004）「従業員給付」は、数理計算上の差異を、発生年度において即座に純資産部分で認識し、損益計算書には影響させないという選択権を内包している。2006年1月1日から適用可能な、財務保証契約に対する修正IAS39/IFRS4において、財務保証契約問題はIAS39の範囲とされるだろう。2006年1月1日から適用可能な修正IAS21「外貨換算レート変

動の影響」において、海外活動に関連した親会社および子会社の金融資産および負債は、基礎的通貨とは無関係に、海外活動への純投資として記帳される。その結果、為替変動額は、当初純資産として連結財務諸表に表示され、純利益には影響しない方法で処理されることになる。金融商品の開示については、IFRS 7が2007年1月1日から強制適用される時に修正されることになろう。IFRS 7は、IAS 30全体を、またIAS 32を部分的に代替する基準である。このことは、損益計算書、貸借対照表およびそれらの注記の構造が変化することに結びつく。2007年1月1日以降効力を発するIAS 1(2005年改訂)は、純資産の管理全般に亘る公開ルールを導入することになるだろう。

コンチネンタル

・IFRSへの転換 (CON [2005] p. 90.)

US-GAAPからIFRSへの転換については、IFRS 1「IFRSの初年度適用」の要求に従っている。当該基準は、コンチネンタルが、2005年12月31日現在適用可能な全てのIFRSの原則および基準を適用する義務があり、それゆえ比較可能期間である2004年度の修正再表示をする義務があることを要求するものである。IFRSによる期首貸借対照表は、2004年1月1日のものとして作成されている。US-GAAPとの評価差額については、直接純資産で取扱われる。以下の調整計算は、総純資産・連結損益計算書・連結キャッシュ・フロー計算書に関して、IFRSへの転換がもたらした累積的影響を説明しようとするものである。

初年度適用の規定と同様に、IFRSのもと一般に適用可能な選択権(option)は、以前US-GAAPのもと適用されていた会計実務を、最大限可能な程度まで(to the greatest possible extent)維持するために適用される。特に、初年度適用との関連では、以下の報告基準については選択権(election)が行使されていた。

—IFRS 2「株式報酬」

—IFRS 3「企業結合」

—IAS 19「従業員給付」

—IAS 32/39「金融商品」

・以下のパラグラフは、以前のUS-GAAPによる企業会計実務による測定および表示と、IFRSの適用から生じる測定および表示についての差異を記述している。(以下は、CON [2005] pp. 90-91. からの抜粋)

—IFRS 2「株式報酬」—IFRSのもとでの株式報酬の会計方法は、US-GAAP (FAS 123) のもとでのものと本質的に同様である。両基準とも、ストックオプション形式での報酬は、当該オプションを公正価値で測定し、また投資期間にわたる費用として認識することを求めている。当社は、IFRSが発効し、IFRSのもとと利用可能となった2002年11月7日以降に交付されたオプションのみを測定するという選択権を行使した。2004年1月1日現在のIFRSへの転換に際して、人件費については、US-GAAPによる2004年度連結財務諸表と比較して何らの変化もなかった。

—IFRS 3「企業結合」—当該基準は、US-GAAP (FAS 141) の要求と大枠で一致している。例外は、少数株主持分株式を取得日における公正価値で評価することである（営業権を除く）。歴史的帳簿価額ではなく公正価値評価であることは、負の暖簾を償却可能長期資産に配分するよりもむしろ利益に直接計上するのと同様なことである。買収に際して、購入を軸とする以前のコストベースを維持できるような、IFRSの初年度適用に関する選択権（election on initial adoption of IFRS）が与えられていたため、2004年1月1日における会計基準転換は何らの影響ももたらさなかった。

—IAS 19「従業員給付」—当該基準は、資産として開示される繰延年金費用に対して、その上限額のみを示している。これに対してUS-GAAP基準は、最小負債は全体として、将来の給与増加の修正は含まない給付債務の現在価値と等価になることを要求している。結果的に、US-GAAPのもと以前は純資産に賦課されていた追加的最少負債は、2004年度1月1日逆計算され、利益剰余金を56.1百万ユーロ（税引前）増加させた。さらにIFRSのもと、US-GAAPとは対照的に、回廊アプローチによる全ての修正は利益に賦課され、繰延処理はされない。さらに、IAS 19「従業員給付」は、1998年11月18日にドイツ経済監査士協会より公表されたステートメント（RS HFA 3）によれば、弾力的な早期退職契約が未締結ではあるが、企業あるいは団体による賃金協定により補償される期間にわたり発生するような状況のもとにおける追加的社会保障給付を、退職給付債務として認識することを要求している。この基準は、2004年1月1日の累積的利益剰余金を67.1百万ユーロ（税引前）減少させ、US-GAAPによる2004年度連結財務諸表と比較すると、比較期間2004年度の費用は8.3百万ユーロ多くなる結果となった。

—IAS 32/39「金融商品」—当該基準は、ハイブリッドな金融商品を、負債構成部分と純資産構成部分とに分離して認識・測定を行うことを要求している。それゆえまた、転換社債の転換権は、発行日に時価で、負債から控除された追加的純資産として開示することが求められる。転換社債の転換権の時価は、表面利率と転換権が無く同様の満期である社債の市場利率との差額の現在価値を基礎にしている。社債の償還期間において、市場利率が表面利率を上回れば、社債の帳簿価額を増加させることになる。転換社債の発行費用は、負債の帳簿価額から直接控除される。

満期または転換に際して、それ以前に資本準備金 (capital reserve) として認識された純資産構成部分は、IAS 39 で許容された選択権に準拠して、累積的利益剰余金と相殺される。2004年1月1日現在、2004年10月25日が満期の転換社債の純資産構成部分が、資本準備金として28.2百万ユーロ表示されることになった。さらに、累積的利益剰余金は、関連する負債構成部分の累積的償却により、23.1百万ユーロ減じられることになった。関連する利息費用は、US-GAAPによる2004年度連結財務諸表と比較すると、比較期間2004年度の費用が5.1百万ユーロ(期首期末差額一戸田)追加となった。

—IAS 32/39「金融商品：認識および測定」—当該基準は、第三者に売却した売上債権でも、売却企業が実質的に信用およびデフォルトリスクを保持している場合は、依然として貸借対照表における売上債権として認識すべきことを要求している。FAS 140のもとでは、売却された売上債権は、取得企業が完全にコントロールしている限り認識しなくともよい。US-GAAPと対照的にIFRSのもとでは、アセットバック証券プログラムにより売却された売上債権は、売掛金項目から認識解除されない。それゆえまた、受領した売却代金は、短期債務として報告される。IFRSへの転換に際して、IAS 39が2005年1月1日以降に開始される会計年度より適用が強制されることを考慮して、2004年1月1日現在、当該基準を遡及的に適用するという選択権を行使した。

・IFRSへの転換による影響 (CON [2005] p. 95.)

	EBIT (利子・税引前利益)
US-GAAPにより以前表示された利益額	1,096.4
退職後債務：以下の理由による期間費用差異	
—数理計算上の差異の認識による償却額減少 (フレッシュスタート)	+12.7
—過年度修正の即時認識による償却額減少	+12.7
—2004年度における過年度修正の即時認識による追加的費用	-11.1
—過年度修正の即時認識によるリストラクチャリング費用減少	+33.1
—弾力的早期退職契約の早期適用	+8.1
開発プロジェクトの資産化 (償却額はマイナス)	+4.8
その他	+0.5
IFRSによる利益	1,157.4

ドイツ取引所

・一般原則 (DBO [2005] p. 115.) 抜粋

2005年12月31日が年度決算の連結財務諸表は、欧州委員会により承認された国際財務報告

基準 (IFRSs) に準拠して作成されている。加えて、HGB (ドイツ商法) 第 315 a 条 (1) に準拠して要求されるその開示については、脚注で行われており、またその連結財務諸表はグループマネージメント報告により補完されている。当該連結財務諸表は、ドイツ会計基準委員会 (DRSC) のドイツ会計解釈指針委員会 (RIC) により公表された解釈指針に基づいている。もっとも、それらが、国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) や国際会計基準審議会 (IASB) により公表される基準や解釈指針と矛盾しない程度においてである。

・新会計基準の影響 (DBO [2005] pp. 115-116.) 抜粋

早期適用した基準に加えて、以下のような基準が 2005 年度に初めて適用された。

基準等	(タイトルは概要)	IASB 公表	発効日	EC 承認
IFRS 1	IFRS 初適用	2004. 12. 17.	2005. 1. 1.	2005. 10. 26.
IFRS 3	企業結合	2004. 3. 31.	2005. 1. 1.	2004. 12. 31.
IFRS 4	保険契約	2004. 3. 31.	2005. 1. 1.	2004. 12. 31.
IFRS 5	売買目的保有非流動資産&廃止事業	2004. 3. 31.	2005. 1. 1.	2004. 12. 31.
IAS 16	改訂 IAS 16 「有形固定資産」	2003. 12. 18.	2005. 1. 1.	2004. 12. 31.
		2004. 3. 31. (最終改訂)		
IAS 17	改訂 IAS 17 「リース」	2003. 12. 18.	2005. 1. 1.	2004. 12. 31.
		2004. 3. 31. (最終改訂)		
IAS 36	改訂 IAS 36 「資産の減損」	2004. 3. 31.	2005. 1. 1.	2004. 12. 31.
IAS 38	改訂 IAS 38 「無形資産」	2004. 3. 31.	2005. 1. 1.	2004. 12. 31.
IAS 39	改訂 IAS 39 「金融商品：第 1 次認識」	2004. 12. 17.	2005. 1. 1.	2005. 10. 26.
IFRIC 2	共同組合における組合員持分	2004. 11. 25.	2005. 1. 1.	2005. 7. 8.
IFRIC 6	特定市場 (電子電気) 参加による負債	2005. 9. 1.	2005. 12. 1.	2006. 1. 27.
SIC 12	改訂 SIC 12 「連結—特別目的事業体」	2004. 11. 11.	2005. 1. 1.	2005. 10. 26.

2004 年 3 月 31 日に、IASB は、改訂 IAS 36・38 と同様に、新 IFRS 3 「企業結合」を採用した。これらの諸基準のもとでは、認識された営業権および耐用年数が不確定な無形資産は、IAS 36 に準拠して少なくとも年一回の減損テストが行われなければならない、もはや償却はされないことになる。もし、事象や環境変化が資産価値減少の可能性を示すならば、減損テストはもっと頻繁に行われなければならない。IFRS 3 は、2004 年 3 月 31 日以降に同意された全ての企業結合に適用可能である。当該基準は、2004 年 3 月 31 日以降に開始される会計年度において、2004 年 3 月 31 日以前に企業結合の一部として取得された営業権および無形資産に対して適用されなければならない。営業権償却 (減損損失を含む) は、2004 年度には総額 68.9 百万ユーロ (そのうち営業権減損損失は 0.4 百万ユーロ) であった。その他の IFRSs および改訂 IASs の初年度適用は、当社の財務諸表に重要な影響を与えなかった。

・会計基準の早期適用 (DBO [2005] pp. 116-117.)

2004年度から2005年度にかけて公表され、EUにより承認されたIFRSsおよび改訂IASsに従い、当社は次の基準を早期適用することを選択した。

基準	IASB 公表	発効日	EC 承認
IAS 19 IAS 19「数理計算上の差異、 団体制度および開示」の改訂版	2004.12.16.	2006.1.1.	2005.11.24.
IAS 39 IAS 39「金融商品：認識および測定 —公正価値オプション」の改訂版	2005.6.16.	2006.1.1.	2005.11.16.
IAS 39「金融商品：認識および測定 —グループ内予定取引のキャッシュ ・フロー・ヘッジ」の改訂版	2005.4.14.	2006.1.1.	2005.12.22.

改訂 IAS 19「数理計算上の差異、団体制度および開示」

とりわけ退職給付引当金の認識に対して適用されるIAS 19の改訂版は、まず第一に、数理計算上の差異に対する会計上の選択権を導入することに関連している。ドイツ取引所グループはこの選択権を行使しないことを選択している。ただし、脚注における開示は、IAS 19の改訂版を反映して修正されている。

改訂 IAS 39「金融商品：認識および測定—公正価値オプション」

2003年12月17日にIASBにより公表された以前のIAS 39の改訂版における表現では、オプションを有する報告主体に対して、どのような金融資産あるいは金融負債であっても損益計算書を通して公正価値で測定すべきだとする指示を与えていた（非制限的公正価値オプション）。2004年12月19日、欧州委員会は、とりわけ公正価値オプションに関する個別規定を取り除く（removing the individual provisions）ことで、2004年改訂IAS 39をEU法に組み込んだ。このカーブ・アウト（carve-out）は、金融資産にIAS 39公正価値オプションを適用することに関しての制限を導入することとなった。IAS 39の改訂版に従い、公正価値オプションは、非常に特別の場合にしか適用しなくてもよくなった。IAS 39「公正価値オプション」の改訂版の早期適用は、ドイツ取引所グループに影響を与えていない。

改訂 IAS 39「金融商品：認識および測定—グループ内予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ」

IAS 39.80 (2004) の改訂版は、もし予定取引の「発生の可能性が非常に高く」、またヘッジ会計目的として明確に規定されている状況では、グループ内予定取引がヘッジ項目として指定され得ることを明白に許容している。ドイツ取引所グループは、ヘッジはもっぱら第三者との間で行っているため、IAS 39の改訂版の適用により影響を受けることを推定していない。

・ドイツ取引所未適用の新会計基準による影響 (DBO [2005] p. 117.) 抜粋

基準等	(タイトル概要)	IASB 発行	発効日	EC 承認	影響予測・対応
IFRS 4	改訂「保険契約」(金融保証)	2005.8.18.	2006.1.1.	2006.1.27.	重大影響なし
IFRS 7	「金融商品：開示」	2005.8.18.	2007.1.1.	2006.1.27.	脚注追加開示
IAS 1	改訂「F/S表示：純資産開示」	2005.8.18.	2007.1.1.	2006.1.27.	脚注追加開示
IAS 21	改訂「外国為替レート変動」	2005.12.18.	2006.1.1.	未承認	なし
IAS 39	改訂「金融商品」(金融保証)	2005.8.18.	2006.1.1.	2006.1.27.	重大影響なし
IFRIC 4	「リースを含む取引の決定」	2004.12.2.	2006.1.1.	2005.11.24.	なし
IFRIC 4	「IFRS 2 の範囲」	2006.1.12.	2006.5.1.	未承認	なし

ルフトハンザ

・公表された国際財務報告基準 (IFRS) および解釈指針書 (IFRIC) のうち、その適用が未だ強制ではないもの (LUF [2005] p. 82.)

2005年8月、IFRS 7「金融商品：開示」およびそれに関連したIAS 1「金融商品の表示—資本開示」の修正版がリリースされた。これらの新開示規定および規則は、2007年1月1日以降に開始される会計年度において適用されなければならない。これらの諸規定は、開示義務にのみ関連しているため、ルフトハンザグループの純資産、財政状態および営業成績いずれにも重要な影響を及ぼさないであろう。

すでに2004年12月において、解釈指針書IFRIC 5「解体、復旧および環境に関するファンドから生じる持分権」およびIFRIC 4「リースを含む取引かどうかの決定」が公表された。これらの諸規定は、2006年1月1日以降に開始される会計年度において適用されなければならない。IFRIC 5は現在のところルフトハンザグループにとって目的適格的ではない。IFRIC 4は、契約関係がリースを含意するかどうかについての明確な基準を提供するものであり、2006会計年度より適用される予定のものである。しかしながら、IAS 17のもとでは取り扱われていないようなリースを含意する契約形式については、今日まで確認されてはいない。

2005年11月、IFRICは解釈指針書IFRIC 7「IAS 29ハイパーインフレーション経済における修正再表示アプローチの適用」を公表した。IFRIC 7は、2006年3月1日以降に開始される会計年度において適用されなければならないが、現在のところルフトハンザグループに対しての目的適合性を有していない。

新基準および新解釈指針の公表に加えて、すでに存在する基準に対する変更や追加が、2004年末より幾つかリリースされている。これらの変更や追加分は、2006年1月1日以降に開始される会計年度において適用されなければならない。改定版については、以下の基準に関連したものが公表されている。IAS 19「従業員給付」、IAS 39「金融商品：認識および測定—集団内予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計」「金融商品：認識および測定—公正価値オプション」、

およびIFRS 4「保険契約」・IAS 21「外国為替レート変動の影響」の変化に関連した「金融商品：認識および測定」。上記諸基準の改訂版を適用しても、ルフトハンザグループの純資産、財政状態および営業成績いずれにも、いかなる重要な影響も及ぼさないであろう。

ドイツポスト

・IFRSsにおける国際的会計の新発展と前年度金額の修正再表示 (DP [2005] pp. 94-95.)

2005年1月1日以来、ドイチェ・ポスト・ワールド・ネット社は、2004年会計年度においてIASBにより公表され、2005年会計年度において適用を求められる新基準と改訂基準 (IAS改善計画とIAS 32・39改訂版) を適用している。この例外として、2004年3月31以後の取得に対して適用しなければならないIFRS 3およびIFRS 2がある。遡及的適用から生じる前年度金額の影響は、下図に要約される。

前年度金額の修正再表示 単位；百万ユーロ	2004.12.31.	2004.12.31. 修正額	+/-
資産			
有形固定資産 1)	8,439	8,169	-270
投資不動産 1)	0	270	+270
債権・その他の資産 1) 2)	6,297	5,566	-731
金融サービス部門の債権・その他有価証券 3)	125,009	124,914	-95
持分および負債			
持分—その他の剰余金—IAS 39 再評価剰余金 3)	-343	58	+401
利益剰余金 1) 2) 3)	4,451	5,663	+1,212
少数株主持分 2) 3)	1,611	1,623	+12
繰延税金負債 2) 3)	927	929	+2

1) IAS 1, IAS 40
2) 修正再表示 IAS 8.22
3) IAS 32, IAS 39

以下は、2005年会計年度以降、新会計基準の適用により生じた、純資産、財政状態および営業成績に対する重要な変化および影響を記述したものである。

IAS 1 (改訂 2004 年) 「財務諸表の表示」

改訂IAS 1のもとでは、貸借対照表の構造は、満期により分類された項目を示すように変更された。資産負債とも、流動あるいは非流動として分類されなければならない。少数株主持分は、もはや純資産と負債の間の貸借対照表項目としてではなく、純資産における個別項目として報告される。少数株主持分の変動は、株主持分変動表において示される。結果として、自己資本比率は変更される。IAS 1の適用に従えば、それまでは土地や建物として記帳されていた投資不動産

は、現在では独立した貸借対照表項目として報告される。

IAS 32 (改訂 2004 年)「金融商品：開示および表示」、および IAS 39 (改訂 2004 年)「金融商品：認識および測定」

IAS 39.61 により始められた、持分(金融商品)の減損損失に対するより詳細な会計処理の初年度適用については、当該処理の遡及的適用により、2004 年会計年度において総額 430 百万ユーロの持分金融商品の累積的減損損失が認識された。当該損失は、利益剰余金から控除され、また IAS 39 剰余金(再評価剰余金)を増加させる。ドイツポストバンクグループの金融資産の再分類により、再評価剰余金は 29 百万ユーロ、少数株主持分は 15 百万ユーロそれぞれ減少している。

IFRS 3「企業結合」、IAS 36 (改訂 2004 年)「資産の減損」、および IAS 38 (改訂 2004 年)「無形資産」

IFRS 3「企業結合」を適用すると、2004 年 4 月 1 日以降新たに取得した営業権は償却されなくなり、またそれ以前に取得したものについては、2005 年 1 月 1 日以降の期間で認識されることになる。以前なら償却対象であった営業権は、IAS 36 に準拠した減損テストで減損が確認されたときのみ、評価減されることになる。加えて、当グループは、無形資産の耐用年数を IAS 38 に準拠して再評価した。このことで、修正再表示が行われることはなかった。IFRS 3 を適用すると、損益計算書は、もはや営業権償却費および営業権償却前営業活動損益(EBITA)項目を含まなくなる。前年度に営業権償却として報告された 370 百万ユーロは、「有形固定資産償却、無形固定資産償却、減損損失」に再分類された。

会計政策の変更：IAS 8.22 に準拠した、前年度額の修正再表示

ドイツポストバンクグループは会計政策の変更を行っている；2005 年会計年度より、不動産担保ローンの販売活動に関連する費用を、ローン期間にわたり繰り延べている。IAS 8.22 を反映したこの変更を、前年度数値に対して適用した。当該繰延額は、前払費用として「債権およびその他の資産」項目のもと開示されている。

損益計算書における修正再表示

増加する情報要求と同様に、グループの急激な成長および国際的なポジショニングを考慮して、全ての子会社を束ねる統一勘定チャートが、2005 年会計年度において作成された。当該勘定チャートは、IFRS の要求に沿ったものであり、我々の会社の営業活動をより透明に表示するものになっている。前年度の金額については、必要な部分について修正再表示された。損益計算書の修正再表示では特に、個別項目内の修正再表示と同様に、個別項目間の修正再表示が重要である。例えば、レンタルおよびリース費用は、「その他の営業費用」から「原材料費および銀行取引費用」へ再分類された。

損益計算書の修正再表示 単位；百万ユーロ	2004. 12. 31.	2004. 12. 31. 修正額	+/-
原材料費および銀行取引費用 1)	-20,546	-21,915	-1,369
人件費 1)	-13,744	-13,840	-96
有形無形固定資産減価償却および減損損失 2)	-1,451	-1,821	-370
その他の営業費用 1) 3)	-5,445	-3,956	+1,489
法人税費用 3)	-431	-440	-9
連結当期純利益 3)	1,725	1,740	15
ドイツポスト株式会社株主利益 3)	1,588	1,598	10
少数株主持分利益 3)	137	142	5

1) 新勘定チャートにより修正再表示された前年度額

2) IFRS 3

3) IAS 8.22

ドイツテレコム

・公表された基準・解釈・改訂のうち、いまだ適用していないもの (DT [2005] pp. 110-111.)

2004年11月、国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) は、IFRIC 5「解体、復旧および環境復元ファンドから生ずる持分に対する権利」を公表した。IFRIC 5は、資産解体コストに見合うような、あるいは環境復旧・修復を確約した際にそれらのために設立されたファンドから期待されるような、補償の取り扱いについて説明している。その規定は、2006年1月1日以降に開始される会計年度から有効である。IFRIC 5の適用は、ドイツテレコムの営業成績、財政状態、キャッシュ・フローいずれにも重要なインパクトを与えるとは推定されない。

2004年11月、IASBはIAS 19「従業員給付」の改訂版を公表した。IASBは、数理計算上の差異が発生した期間において、その全額を損益計算書外で、つまり純資産において直接認識できるという選択権を認めることを決定した。この選択法は、2004年12月16日以降に開始される会計年度において用いることができる。ドイツテレコムは、この選択権を適用しないことを決定した (decided not to apply)。この改訂版はまた、セパレートされたあるいは個別の財務諸表において、グループ報告主体がグループの給付建制度を説明する方法についても特定化している。この規定は、2006年1月1日以降に開始される会計年度から有効でありまた、ドイツテレコムの営業成績、財政状態、キャッシュ・フローいずれにも重要なインパクトを与えるとは推定されない。

2005年4月、IASBはIAS 39「金融商品：認識および測定—グループ内予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計」の改訂版を公表した。この改訂版のもとでは、グループ内予定取引における非常に発生の可能性の高い為替リスクは、連結財務諸表においてヘッジ認識することが

可能である。そのためには、当該取引がその取引を行う報告主体の機能通貨以外の通貨でなされていることを要し、さらに結果として生じた為替リスクがIFRSに従って当期純利益または損失として認識されることを要する。この改訂IAS 39の適用は、ドイツテレコム の営業成績、財政状態、キャッシュ・フローいずれにも重要なインパクトを与えるとは推定されない。

2005年6月、IASBはIAS 39「金融商品：認識および測定—公正価値オプション」の改訂版を公表した。これは、どのような金融資産または金融負債であろうとも、公正価値により利益または損失が測定されるべきことを指定するオプション（公正価値オプション）の使用を制限するものであった。この改訂版の規定は、2006年1月1日以降に開始される会計年度から有効である。ドイツテレコムは公正価値オプションを適用しないことを決定した（decided not to apply）ため、この改訂版は使用できない。

2005年8月、IASBはIAS 1「財務諸表の表示—純資産の開示」の改訂版を公表した。この改訂版は、純資産管理に対する報告主体の目的、方針、処理方法に関する開示を要求するものである。この規定は、2007年1月1日以降に開始される会計年度から有効である。IAS 1の改訂版は開示要求にのみ影響するため、ドイツテレコム の営業成績、財政状態、キャッシュ・フローいずれにもインパクトは与えないと推定される。

2005年8月、IASBはIAS 39「金融商品：認識および測定」およびIFRS 4「保険契約」「金融保証契約」の改訂版を公表した。これらの改訂版は、IFRS 4あるいはIAS 39のどちらかが、金融保証契約を発行者側の財務諸表において説明する際適用されるべきことを明確にしている。保険契約の特質を満たすかどうかに関わらず、金融保証はIAS 39の範囲に含められ、第一次認識において公正価値で測定される。続いて、金融保証は、(1)IAS 37に従って決定された額か、(2)第一次認識された額（もし適切ならIAS 18に従って認識された累積的償却額をマイナスする）か、どちらか高い額で測定される。もし発行者が、ある金融保証契約が改訂基準前からIFRS 4の意味における保険契約として見なされることを主張してきたならば、その発行者は、IFRS 4を適用し続けることも、またIAS 39を適用することも選択できる。IAS 39およびIFRS 4の改訂版は、ドイツテレコム の営業成績、財政状態、キャッシュ・フローいずれにも重要なインパクトは与えないと推定される。

2005年11月、IFRICは、IFRIC 7「ハイパーインフレーション経済におけるIAS 29に基づく修正再表示アプローチの適用」を公表した。IFRIC 7は、報告主体の機能通貨が流通する経済がハイパーインフレーションになる期間において、当該報告主体は、あたかも経済は常にハイパーインフレーション状態にあったかのように、IAS 29の要求を適用すべきであることを明確にし

ている。この要求の影響は、原価で記帳された非貨幣項目が、それらが最初に認識された日より修正再表示されることにある。また、その他の非貨幣項目にとっては、修正帳簿価額が算出された日より修正再表示されることになる。期首貸借対照表における繰延税金額は、次の2つのステージにおいて決定される。(a) 繰延税金項目は、期首貸借対照表における非貨幣項目の名目帳簿価額を、当該期初日において測定単位ごとに修正再表示した後に、IAS 12「法人所得税」に従って再測定される。(b) この方法により再測定された繰延税金項目は、期首貸借対照表日から期末貸借対照表日まで測定単位に変更があった場合、修正再表示される。これらの規定は、2006年3月1日以降に開始される会計年度から有効である。IFRIC 7の適用は、ドイツテレコムの営業成績、財政状態、キャッシュ・フローいずれにも重要なインパクトは与えないと推定される。

2005年12月、IASBはIAS 21「外国為替レート変動の影響」の改訂版を公表した。IAS 21の改訂版は、もし為替差額が外国事業において報告主体が行う純投資の一部である貨幣項目に生じているならば、当該為替差額は、外国事業が全部連結されているか比例連結されているかあるいは持分法が使用されている財務諸表において、純資産における独立した一構成要素として再分類されるべきだとしている。この要求は、貨幣項目がどのような通貨で表示されるか、あるいは報告主体が外国事業と取引があるかどうか等にかかわらず、適用される。この規定は、2006年1月1日以降に開始される会計年度から有効である。IAS 21の改訂版の適用は、ドイツテレコムの営業成績、財政状態、キャッシュ・フローいずれにも重要なインパクトは与えないと推定される。

2006年1月、IFRICは、IFRIC 8「IFRIC 2の範囲」を公表した。その解釈指針は、IFRIC 2の適用を、明らかに無償あるいは不適切な報酬により株式ベースの支払いを報告主体がなす場合に特定化している。もし、与えられた識別可能な報酬が、保証された持分金融商品の公正価値を下回る場合、IFRIC 8のもとでは次のようになる。すなわちこの状況は、別報酬が支払われてきたかあるいは受け取られるであろうことを、典型的に指し示すことになる。それゆえIFRIC 2は適用される。IFRIC 8は、2006年5月1日以降に開始される会計年度から有効である。この解釈指針の適用は、ドイツテレコムの営業成績、財政状態、キャッシュ・フローいずれにも重要なインパクトは与えないと推定される。

ヘンケル

・会計政策の変更 (HEN [2005] pp. 69-70.)

2005年度における会計政策の変更は次のようなものがあった。

1. IASB 改善プロジェクトにおいて同意された現行会計基準の全ての変更は、ヘンケルにとって目的適合的なものについて、2005 年度財務諸表において適用されている。特に、IAS 1 の要求に準拠した流動非流動の区分開示のために、従来の貸借対照表分類を改定した。
2. 数理計算上の差異は、IAS 19.93 A (従業員給付) に準拠して全額認識され、利益準備金 (revenue reserve) と相殺される。回廊アプローチはもはや使用されない。数理計算上の差異の認識方法を、2004 年度に用いられた回廊アプローチから貸借対照表上で全額認識するやり方に変えた結果、2004 年度の数字は IAS 8 に準拠して比較可能なものへと修正再表示されている。この修正再表示により、2004 年 1 月 1 日現在の年金引当金は、295 百万ユーロ増加して総計 1,937 百万ユーロとなった。数理計算上の損失の税引前償却額は、2004 年度で 7 百万ユーロと開示されており、従来の未認識数理計算上の損失 108 百万ユーロもまた修正再表示された。このことは、2004 年度の純利益および一株当たり利益のような財務項目と同様に、年金引当金を増加させることになった。
3. 2005 年 1 月 1 日より適用される「株式報酬取引」は、IFRS 2 (株式報酬) の規定に準拠して報告されている。株式報酬の認識を損益計算書で行うことに変更した結果、2004 年度の数字は、IAS 8 に準拠して比較可能なものへと修正再表示されている。この修正再表示により、営業利益は 4 百万ユーロ減少した。適正な税額が控除されると、修正再表示は、繰延税金資産を 1 百万ユーロ増加させかつその他の長期引当金 (other long-term provision) を 4 百万ユーロ増加させることにより、結果的に純資産を 3 百万ユーロ減少させることになった。
4. 2005 年 1 月 1 日より適用される、IFRS 3 (企業結合) および改訂 IAS 36 (資産の減損) の規定に準拠して、2004 年 3 月 31 日以前に獲得した営業権および耐用年数が未確定のその他の無形資産は、もはや償却されない。
5. 米国アリゾナ州スコットデールにある The Dial Corporation の食品部門の来たるべき売却を考慮して、IFRS 5 (売却目的非流動資産および非継続事業) の規定を連結財務諸表に初適用した。

IAS 8 に準拠した 2004 年度会計数値の修正再表示は、ヘンケル・グループの純資産に以下のような影響をもたらした。

(単位：百万ユーロ)

報告された 2004 年 12 月 31 日現在の純資産	4,604
株式報酬の費用認識 (IFRS 2)	- 4
数理計算上の差異を利益準備金で相殺した分 (IAS 19.93 A)	- 403
繰延税金資産の増加 (IAS 19.93 A および IFRS 2)	<u>149</u>
修正再表示された 2005 年 1 月 1 日現在の純資産	<u>4,346</u>

2004年度の当期純利益への影響は以下の通り。

(単位：百万ユーロ)

報告された2004年度の当期純利益	1,736
IFRS 2の適用による営業利益の変更	-4
IAS 19.93 Aの適用による財務費用項目の変更	7
修正再表示の結果としての税額変更	<u>-1</u>
修正再表示された2004年度の当期純利益	1,738

修正再表示され、さらに比較可能となる2004年度当期純利益

透明性を増すために、2004年度の利益数値を、2005年度の数値と比較することが可能なように修正してある。これは、幾つかの項目を修正することにより達成されたものであり、修正数値は「修正および比較可能」欄に示される。2005年度は営業権の規則償却を止めた結果、2004年度のEBITの数値は200百万ユーロ増加して比較可能となる。持分法適用会社であるEcolab Inc. に関しては、財務項目数値の変更の結果、営業権償却（2004年度は9百万ユーロ）についての修正がなされる。2006年1月9日、Ecolab Inc. は、新しいSFAS 123を2005年12月31日の連結財務諸表に初適用し、さらに株式報酬を費用として認識することを公表した。当該財務費用の前年度数値は、比較可能ベースに基づき6百万ユーロの減少として表示される。

(単位：百万ユーロ)

修正再表示された2004年度の当期純利益	1,738
Clorox社への投資に関わる為替差益	-1,770
前払リストラクチャリング費用	408
営業権の減損損失	<u>242</u>
例外的項目 (exceptional item) の修正	-1,120
例外的項目の税額変更	-72
営業権償却の中止 (EBIT)	200
営業権償却の中止 (財務項目)	9
Ecolab Inc. におけるSFAS 123適用から生じた財務項目の変更	-6
財務項目を比較可能にする際に生じた税額変更	<u>-1</u>
修正再表示されさらに比較可能となった2004年度の当期純利益	738

マン

・会計処理方法および会計ルールの変更 (MAN [2005] pp. 117-118.) 抜粋

マン社の2005年度連結財務諸表において、我々は以下の基準を初年度適用した。IAS 24「関連集団の開示」、IAS 32「金融商品：開示および表示」およびIAS 39「金融商品：認識および測定」。IAS 24および32により、追加の開示が脚注において行われた。2005年度よりIAS 39にしたがって、ヘッジ会計からの費用／損失あるいは収益／利得は、ヘッジ対象資産の当該利益貢献分ともはや相殺されない。新会計政策は、その他の営業収益／費用を増加させ、またその分だけ

総売上原価を上昇させる結果となっている。IAS 39 の要求は、売上債権の売却またはファクタリングに関するリスク移転についてのものであるが、より厳格なものとなっている。なぜならば、グループ内の売上債権売却が、重要なリスク移転を伴わず行われることが多くなったからである。マン金融サービスは、販社と継続的な関係を有しているため、当該項目を貸借対照表上に計上し続けている。マングループによる第三者に対する売上債権の売却については、規則変更による影響はなく、唯一セグメント報告が影響を受けるだけである。新しい解釈指針である IFRIC 4 および IFRIC 5 の適用は、2005 年度において強制ではなかった。将来の期間においても、それらの基準を適用することによる重要な影響はないと推定される。

メトロ

・会計方法の変更 (MET [2005] pp. 92-93.)

2004 年 12 月 31 日まで、商品棚卸高は、その他の仕入コスト・仕入業者によるディスカウント・純実現可能価額などを考慮して評価されていた。2005 年度も、売上原価および販売費の区分については変更があったものの、同様の評価方法により利益額には何ら影響がなかった。加えて、広告費の値引分 (allowance) は、2005 年度より初めて関連する広告費と相殺した。前年度数値は、IAS 2 (棚卸資産) と IAS 8 (会計政策、会計的見積りの変化および誤謬) に準拠して調整した。特に、基本的に商品を受取りまた調達するエリアにおける人件費 322 百万ユーロ (前年度 313 百万ユーロ) は、販売費から売上原価に振替えた。また、関連する広告費および広告費の値引分から生じる収益については、252 百万ユーロ (前年度 235 百万ユーロ) と 420 百万ユーロ (前年度 375 百万ユーロ) をそれぞれ、売上原価およびその他の営業収益から販売費に振替えた。修正を全般的に言えば、販売費は 994 百万ユーロ (前年度 923 百万ユーロ) 減少した。一方で、売上原価およびその他の営業収益は、それぞれ 574 百万ユーロ (前年度 548 百万ユーロ) 増加および 420 百万ユーロ (前年度 375 百万ユーロ) 減少した。メトロ AG は上述の表示変更により、当グループの連結財務諸表が、財産および利益獲得状況さらにはキャッシュ・フローを評価するためのより有益な情報基盤を提供することを信じている。

2005 年度から、製品生産、財・サービス供給あるいは管理業務のために保有されるわけではなく、レンタル料収入および／あるいは純資産増加のために保有される不動産は、IAS 40 (投資不動産) に準拠して、固定資産の中の「投資不動産 (investment property)」項目において個別に開示される。取得原価主義に基づいて、投資不動産は、取得原価から規則的償却額および潜在的に必要となる不規則償却額を差引いて測定される。投資不動産は貸借対照表において個別に表示されかつ脚注説明される。前年度数値は、比較可能性の目的により修正再表示される。2004 年 1 月 1 日現在では、投資不動産は推定で総計 194 百万ユーロ確認され、貸借対照表に個別表示される。

2005年12月31日では、投資不動産は総計で228百万ユーロ（前年度256百万ユーロ）あったが、利益額には影響なかった。

2005年度において、メトロAGは、店舗関連リスクの説明方法も変更した。店舗関連リスクは、リース物件により生じるものである。以前の実務でもすでに、不足するレンタル・カバーのための引当金を決定するために、個々の賃貸借契約が考慮の対象となっていた。この実務は、現在の経営計画がある賃貸借契約においてレンタル・カバーの不足を出し続ける限り、継続的な賃貸借契約にも適用されるようになった。認識される当該引当金の最大額は、当該賃貸借契約を転貸借した際に生じるレンタル・カバーの不足額となる。個々の賃貸借契約に関係して生ずる、固定資産の潜在的に必要な不規則評価減は、当該引当金の設定より優先される。メトロAGは、上記の表示方法が、複雑な賃貸借契約が有するリスクと機会をより透明に提示すると信じている。当該会計処理方法は、国際的慣習とも軌を一にするものであり、地域毎の顧客を維持するという目的も満たす。さらに、確認されるありうべき賃貸借契約リスクに対し、早い段階でより良く適応するものでもある。当該変更は、IAS8と共にIAS37（引当金、偶発負債および偶発資産）に準拠して遡及的に適用された結果、2004年1月1日現在、純資産は60百万ユーロ減少した。その主な内訳は、無形および有形資産における減損が総額11百万ユーロ、店舗関連リスクの引当金が総額47百万ユーロ、および繰延税金資産が7百万ユーロとなっている。この観点より、2004年度中、減損はさらに1百万ユーロ（前年度5百万ユーロ）、引当金はさらに38百万ユーロ（前年度57百万ユーロ）、繰延税金資産は7百万ユーロ（前年度6百万ユーロ）それぞれ計上されることになる。2005年度において、引当金は、非継続事業を処分した結果、31百万ユーロ（前年度0百万ユーロ）減少した。

RWE

・会計政策の変更（RWE [2005] pp. 116-118.）

国際会計基準審議会（IASB）は、現行の国際財務報告基準（IFRSs）に対する多数の変更を承認し、2005年1月1日より有効となるいくつかの新たなIFRSsを採用した。RWEグループは、報告期間において以下のIFRSsを初適用している。

IAS 1 (2003)	財務諸表の表示
IAS 2 (2003)	棚卸資産
IAS 8 (2003)	会計政策、会計上の見積りの変更および誤謬
IAS 10 (2003)	後発事象
IAS 16 (2003)	有形固定資産
IAS 17 (2003)	リース
IAS 21 (2003)	外国為替レート変動の影響
IAS 24 (2003)	関連当事者（party）の開示

IAS 27 (2003)	連結および個別財務諸表
IAS 28 (2003)	関連会社に対する投資
IAS 31 (2003)	ジョイント・ベンチャーに対する持分
IAS 32 (2003)	金融商品：開示および表示
IAS 33 (2003)	一株当たり利益
IAS 39 (2004)	金融商品：認識および測定
IAS 40 (2003)	投資不動産
IFRS 2	株式報酬
IFRS 4	保険契約
IFRS 5	売却目的で保有している固定資産および廃止事業
IFRIC 2	協同組合に対する組合員の持分および類似の金融商品
SIC-12 (2004)	連結—特別目的事業体

上記の IFRSs の初年度適用により、2005 年 12 月 31 日が決算日である RWE グループの年次財務諸表に対して、以下に掲げる重要な影響が及ぼされた。

IAS 1 (2003) によれば、貸借対照表は満期日より分類されなければならない。したがって、RWE グループの貸借対照表上の資産および負債は、流動項目か非流動項目として分類されることになる。資産および負債は、それらが決算日後 12 ヶ月以内に実現あるいは決済されることが期待される、あるいは正常営業循環内で実現あるいは決済され得るなら流動項目として分類される。現在、投資不動産は、非流動資産としての有形固定資産とは分離して表示されている。持分法投資も、分離表示されている。その他の非流動金融資産については、その大部分は、残存しているその他の投資や非流動有価証券から構成されている。貸付金は、各々の満期により、流動あるいは非流動金融債権として表示される。原則として、売掛金および買掛金は、流動項目として表示される。退職給付引当金および同様の債務は、それらの性質にしたがって、非流動負債として表示される。その他すべての債務は、それらの性質にしたがって、流動または非流動負債として表示される。原則として、繰延税金は、貸借対照表において非流動項目として分類される。前払費用および繰延収益は、もはや貸借対照表において分離して表示されることはない。その代わりに、それらの項目は、「その他の受取債権およびその他の資産」および「その他の負債」として、それぞれ表示される。損益計算書において、持分法による投資収益は、その他の投資収益とは別に表示される。金融収益は、金融コストとは別々に表示される。

IAS 39 (2004) は、ヘッジ会計にマイナー・チェンジをもたらした。未認識確定契約のヘッジは、現在一般的には、キャッシュ・フロー・ヘッジではなく公正価値ヘッジとして認識されている。もし予定取引がヘッジされ、そのような取引がその後に金融資産あるいは金融負債の認識を導くのなら、それらが損益計算書において認識されるまで、その額は純資産において認識される。もし、非金融資産あるいは負債がその取引から生ずるなら、利益に対する影響なしに純資産において認識された (recognized in equity without an effect on income) 額は、資産または負債の取得

原価に含まれる。IAS 39 (2004) はまた、非金融項目の購入および売却に対する、基準の適用範囲を確立した。その結果、企業の期待する購入・売却・自社利用に応じて、受取あるいは配送目的で締結されたり保持され続けたりする非金融項目についての契約は、IAS 39 (2004) の範囲とはならなくなった。なお、現金で決済され得る非金融項目の売却あるいは購入に対するオプションは、自社利用契約ではない。IAS 39 (2004) の初年度適用により、以前のアプローチから重要な変化があったわけではない。重要性の問題を考慮に入れると、2004年度に表示された金額を修正する必要性は認められなかった。

IFRS 5 は、売却済みか売却予定の非流動資産・資産グループおよび関連負債（「処分グループ」）についての、測定・表示および開示要求を手がけている。これは、売却済みか売却目的のために保有されている事業（「非継続事業」）についても同様である。資産および適用可能なら負債も、もしそれらが現在の状態で売却可能であり、かつ売却の可能性がかなり高いなら、貸借対照表において「売却目的保有」として別に表示されなければならない。売却目的保有として分類された非流動資産および処分グループは、帳簿価額と売却コストを差し引いた公正価値のうち、どちらか低い方の価額で測定される。IFRS 5 はまた、非継続事業に関する追加的情報は、注記に含めなければならないことも規定している。IFRS 5 の適用により、ある種の資産および処分グループについては、「売却目的保有」あるいは「非継続事業」として分類されるべきこととなった。これらに関連する情報は、連結範囲に関する注記において提供されている。

CO₂ 排出許容量に対する会計。RWE は、2005年1月1日以来、欧州排出権取引計画の影響下にある。当該計画により影響を受ける企業に対しては、CO₂ 排出許容量が割り当てられる。この許容量は、暦年の最終日から四ヶ月以内に、年間で実際に排出されたCO₂ と同量にして責任当局に返却されなければならない。もし、実際のCO₂ の排出量が年間割り当て量を超えるならば、その差を埋めるために、新たな排出許容量を購入しなければならない。連結財務諸表において、購入されたCO₂ 排出許容量 (purchased CO₂ allowance) は流動無形固定資産と説明される。さらに、無償で取得した排出許容量は0ユーロと表示されるのに対し、有償で取得した排出許容量は原価で表示される。さらに、排出許容量の返却義務に応じるために、引当金 (provision) が認識される。排出許容量自体は、資産化されたCO₂ 排出許容量の帳簿価額により測定される。ただし、もしその返却義務の一部が現在の排出許容量でカバーできないなら、カバーできない部分に対する引当金は、締切日における当該許容量の市場価格により測定される。

シェーリング

・一般原則／新会計基準 (SCH [2005] p. 112.)

シェーリング株式会社の連結財務諸表は、国際会計基準審議会（IASB）により公表された、決算日現在有効な国際財務報告基準（IFRSs）に準拠して作成されてきた。

2005年1月1日以来、我々は、IAS 19「従業員給付」の改定版「数理計算上の差異、団体制度および開示」を適用してきた。そこでは、確定給付型年金制度により生じる数理計算上の差異を、純資産から直接控除することを規定していた。この会計手続きは、年金債務に対して、その総額を貸借対照表に表示することを許容するものである。2004年度の連結財務諸表は、改訂IAS 19の経過措置規定に準拠して、修正再表示された。会計政策の変更は、次のような影響を2005年度連結財務諸表にもたらした。2004年度については括弧内に示す。営業利益は9百万ユーロ（7百万ユーロ）、当期純利益は5百万ユーロ（4百万ユーロ）、一株当たり利益（基本および希薄化後とも）は0.03ユーロ（0.02ユーロ、なお2004年度基本EPSは端数切上のため2.61ユーロから2.64ユーロ）、それぞれ増加することとなった。さらに2005年12月31日現在、年金債務は525百万ユーロ（2004年12月31日には320百万ユーロ）に、純資産は330百万ユーロ（193百万ユーロ）に、そして繰延税金資産は195百万ユーロ（127百万ユーロ）に、それぞれなることとなった。

2004年度以来、我々はIFRS 2「株式報酬」およびIFRS 3「企業結合」と同様に、IASBの改善プロジェクトのもと改訂された諸基準を適用してきた。それ故また、2004年改訂IAS 36「資産の減損」および2004年改訂IAS 38「無形資産」も適用した。

2005年4月、6月、8月に、IASBは、IAS 39「金融商品」におけるヘッジ会計・公正価値オプションの適用・金融保証に関する三つの改訂版を公表した。これらの改訂版は、2006年1月1日以降に開始される会計年度から有効である。我々は、これらの改訂版が当社の連結財務諸表に重要な影響を与えるとは予測していない。

2004年12月、国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）は、IFRIC 解釈指針書4「リースを含む取引かどうかの決定」を公表した。IFRIC 4は、諸契約はIAS 17「リース」に準拠したリースとして説明されねばならないという問題に焦点を当てている。IFRIC 4は、2006年1月1日以降に開始される会計年度から有効である。我々は、この解釈指針書が当社の連結財務諸表に重要な影響を与えるとは予測していない。

我々は、公表されているがいまだ有効となっていないその他の基準や解釈指針に該当するような取引が現在のところ存在しないことに鑑み、これらの基準や解釈指針が当社の連結財務諸表に影響を与えるとは予測していない。

TUI

・会計原則 (TUI [2005] pp. 139-142.) 抜粋

2005年度に新たに適用された基準のうち、2004年度と比して、当グループの会計・測定方法および財務諸表の表示に大きな影響を与えたものを以下に掲げる。

IAS 8によれば、当該年度に実施された会計および測定方法の変更による影響は、別の処理法が規定されていない限り、それ以前の会計数値を修正再表示することにより表される必要がある。比較可能性を高めるため、損益計算書および貸借対照表における以前の会計数値の修正再表示は、当該企業が独自に公表した以前の会計数値と並んで表示される。

改訂IAS 16のもとでは、有形固定資産の認識フレームワークに依拠して、少なくとも年一回、残存価額・減価償却方法・耐用年数を再検討する必要がある。再評価は、現在の市場状況に基づかなければならない。残存価額および測定要素の変更による影響は、再検討が影響を及ぼす会計年度全体において考慮されなければならない。ただしそれらの変更は見積もりに関連しているため、IAS 8に準拠した修正再表示を以前の期間において表す必要はない。年次財務諸表の表示についてのフレームワークに依拠して実施された耐用年数の再検討により、特にホテルおよびコンテナ船の耐用年数が延長される結果となった。この修正再表示により、再検討された会計年度において、旅行部門における減価償却費が7.4百万ユーロ、船舶部門における減価償却費が5.3百万ユーロそれぞれ減少した。残存価額の再検討については、結果的にいかなる重要な修正再表示にも結び付くことはなかった。

年金債務の認識についてのフレームワークにおいて、純資産の状態を表示するための明瞭性 (clarity) を高めるために、IAS 19が適用された。IAS 19は、数理計算上の差異を損益とは関係させずに、発生した年度内で純資産と相殺するという新しい選択権が付与された基準である。以前は、それまでの方法により遂行されるはずの数理計算上の要素に修正があった場合、それに起因する数理計算上の差異は、オフ・バランスとなりかつ従業員の期待残存勤務年数にわたり償却されていた。相殺の影響は、IAS 19に準拠した準備金に見てとれる。年金債務の修正再表示は、継続および非継続事業における前年度の年金引当金に、次のような影響をもたらした。すなわち、2004年12月31日現在の年金引当金は394.5百万ユーロ増加し、他の資産も0.4百万ユーロ増加した。これらの数値は、繰延税金資産が134.7百万ユーロ増加したことや、繰延税金引当金が13.8百万ユーロ増加したことと関係している。2004年度の数理計算上の差異の償却分が戻し入れられたため、「その他の利益準備金 (other revenue reserve)」は26.4百万ユーロ増加した一

方、IAS 19に準拠したことにより準備金のマイナス（negative reserve）は299.6百万ユーロにものぼった。繰延税金費用が12.2百万ユーロ増加した一方、2004年度の人件費は39.6百万ユーロ減少した。さらに、年金債務のうち利息部分についてはもはや人件費としては記帳されず、財務費用として示される。したがって、年金基金の資産から期待されるリターンは、財務収益として認識される。2004年度の人件費の表示は、36.5百万ユーロの減少として修正再表示された。同時に、財務収益は70.0百万ユーロ増加し、財務費用は106.5百万ユーロ増加した。

改訂IAS 32に準拠すれば、2003年10月に発行した転換社債の転換権は、もはや純資産の構成要素として分類される必要はなく、また純資産として記載される必要もない。当該転換権は、デリバティブ負債として認識され、決算日毎に影響額が再評価される必要がある。2004年12月31日において、デリバティブ金融商品に起因する負債は、したがって24.5百万ユーロ増加した。資本準備金（capital reserve）は28.4百万ユーロ減少する一方で、利益準備金（revenue reserve）は13.5百万ユーロ増加した。さらに、法人税引当金については、9.6百万ユーロ減少した。転換選択権の測定により、2004年度の財務収益は15.9百万ユーロ増加した。その一方で、繰延税金費用は4.9百万ユーロ増加した。従来通り、社債構成部分は償却原価で測定された。認識を変化させる条件については、転換を決済するために現金および現金同等物を利用はするが新株発行の必要はなく、TUI AGが単独で遂行すべき選択権であるということである。デリバティブ負債として転換権を分類することは、行使される転換権が特定の形式で供されることの蓋然性に依拠しているわけではない。

IASBにより新たに採用されたIFRS 2は、株式報酬の会計および測定に適用される。ロックアップ期間に受領された従業員株式の公正価値と、当該従業員株式の発行価格の差額は、人件費として計上されなければならなくなった。したがって、2005年度の初年度適用においては、従業員株式発行費として2.6百万ユーロ計上することになった。以前に発行した従業員株式の表示については、修正再表示の必要はなかった。取締役会に対する長期インセンティブプログラムの本質的な修正再表示についても、同様に要求はされていない。

IFRS 5の初年度適用は、TUI AGの連結財務諸表にかなり影響を与えた。この基準によれば、非継続事業として分類されるべき事業単位から生ずる営業収益および営業費用は、損益計算書における「非継続事業からの成果」項目のもと包摂されることになる。加えて、「非継続事業からの成果」は、公正価値から売却費用を差し引いて求める測定値と同様、グループから会社を売却する影響額についてもまた包摂することになる。売却事業の資産および売却目的の計画が存するようなその他の固定資産は、分離された貸借対照表項目としてまとめられる。そういった資産に関連した負債もまた、分離された貸借対照表項目としてまとめられる。当該資産が、即時に現在

の状態でもた通例売却条件で売却可能であるなら、さらに12ヶ月以内の売却の可能性が高いなら、IFRS 5のみに準拠して認識され、売却目的保有資産として分類される。売却目的で保有する固定資産および非継続事業の資産は、特定の売却計画が採用された日以降、もはや減価償却されない。もし公正価値から売却費用をマイナスした金額が帳簿価額を下回るならば、減損損失の計上が必要となり、さらに「非継続事業からの成果」項目のもと示されなければならない。IFRS 5の適用による損益計算書および貸借対照表の修正再表示は、2004年度の損益計算書にのみ適用された。

改訂および新基準により会計処理および測定方法が変更されるのに加えて、ホリデー・パンフレットの製造コストの取扱いについても変更があった。過去において、ホリデー・パンフレットの製造コストは初期に繰延べられていた。繰延費用はその後、パンフレットの有効期間にわたり、影響結果に基づいて償却された。ツアー販売に対するホリデー・パンフレットの重要性が過去に比して減少していることを反映させるため、およびデータの国際的な比較可能性を高めるため、これらの費用は、発生日において即時費用化されることになるだろう。IAS 8に準拠して、この修正再表示は遡及的に適用される。2004年12月31日現在の修正再表示により、前払費用は61.5百万ユーロ減少し、その他の利益準備金も41.5百万ユーロ減少する結果となった。また、少数株主持分は1.3百万ユーロ、法人税引当金も15.8百万ユーロそれぞれ減少し、繰延税金資産は2.9百万ユーロ増加することになった。

フォルクスワーゲン

・表示の基本 (VW [2005] p. 118.)

フォルクスワーゲン株式会社 (AG) は、EUにより採用された (adopted by the EU) 国際財務報告基準 (IFRSs) および国際財務報告解釈委員会 (IFRIC) による解釈指針に準拠して、2005年度連結財務諸表を公刊した。2005年1月1日以後に始まる期間において適用を求められる、国際会計基準審議会 (IASB) による全ての公式見解が適用されている。新しいまたは改訂された基準の重要な影響については、以下に記述してある。前年度の数値は、2005年度における会計政策の変更のため、修正再表示されなければならなかった。2005年度の当社財務諸表は、フォルクスワーゲングループの純資産、財政状態および利益獲得状況に対する、真実かつ公正な概観 (true and fair view) を与えるものである。

連結財務諸表はユーロで作成される。特に断りがなければ、すべての金額は百万ユーロ単位で表示される。損益計算書は、世界的に認められている売上原価方式により作成される。IASBの公式見解に準拠した連結財務諸表の作成において、経営者には、連結貸借対照表および連結損益計算書におけるある種の項目の報告金額に影響を与えるような、見積り (estimate) を行うことが

要求される。これは、偶発資産および偶発負債を開示する場合と同様である。フォルクスワーゲン株式会社 (AG) は、HGB 第 315 a 条により、その連結財務諸表を国際会計基準審議会 (IASB) より公表された基準に準拠して作成することが求められている。IFRS が要求する範囲に加えて、HGB が要求する全ての開示および脚注説明についても、すでに公刊されている。

・新基準および改定基準の影響 (VW [2005] pp. 118-120.)

IAS 2「株式報酬」

フォルクスワーゲン AG より交付された転換社債は、IFRS 2 に準拠して、従業員に交付された日における公正価値により測定される。公正価値で測定された転換社債は、借方人件費・貸方純資産 (personnel expenses and in equity) として認識される。

IAS 19「従業員給付」

IAS 19 の改訂版は、数理計算上の差異の認識において、従来とは別の選択権を導入するものである。この新たな選択権は、数理計算上の差異を、それらが発生した期間に純資産として直接認識することを許容する。フォルクスワーゲン社は、この選択権を利用することにした。その結果、意思決定にとってより有用な、年金債務の現在の状態についての情報を開示することが可能となった。純資産として直接認識された額は、認識利得損失計算書において開示されている。収益費用としてよりもむしろ純資産として (in equity rather than in profit or loss) 認識される数理計算上の差異は、IAS 8 に準拠した会計政策変更の典型例である。したがって、2004 年 1 月 1 日現在における数理計算上の差異は修正再表示されなければならない。その結果、退職給付引当金は 937 百万ユーロ増加した。利益剰余金の期首繰越額は、関連する税効果を差し引いた相応額だけ減少した。加えて、2004 年度の損益計算書にすでに分配されていた数理計算上の差異については、足し返されなければならない。このため、営業利益は 22 百万ユーロ増加することになった。

IAS 32「金融商品：開示および表示」

共同事業経営のメンバー達の保有する、償還権を有する株式については、IAS 32 により負債 (金融負債) として分類されることになる。その様な株式は、償還額により利得あるいは損失が測定されなければならない。フォルクスワーゲングループにおいて、当該基準は、フォルクスワーゲン・オリジナル・タイレ・ロジスティック GmbH & Co. KG の少数株主持分に影響を与えた。なぜなら、当該持分は負債として再認識され、かつ償還額で測定されたからである。共同事業経営の株式に対する新たな会計処理により、年次財務諸表は遡及修正を求められた。2004 年度においては、これにより利益が 33 百万ユーロ減少した。

IAS 39「金融商品：認識および測定」

改訂 IAS 39 は、金融商品に関する減損損失を決定する方法について、これを変えるよう要求している。フォルクスワーゲングループにおいて、当該基準は、特に金融サービス部門に影響を与えた。改訂基準は、次のように規定している。現存するリスクは、特定の評価引当金 (specific valuation allowance) によりカバーされなければならない。その額については、すでに発生した損失か、あるいは経験による損失の発生可能性に基づき測定されることになる。改訂 IAS 39 によれば、売却可能金融資産の公正価値の変動については、直接純資産として捉えるべきこと (to be taken directly to equity) が求められる。したがって、これら金融商品の公正価値変動分は、純資産において区分表示された準備金 (a separate reserve in equity) として表わされることになった。なお、当該データの性質と利用可能性に鑑み、前年度数値についての遡及修正は行わなかった。

単位；百万ユーロ	2004.12.31.
修正再表示前のフォルクスワーゲングループ税引後利益	716
IAS 19 (年金会計) の利益への影響	22
繰延税金の影響	-8
IAS 32 (共同経営事業の株式) の利益への影響	-33
修正再表示後のフォルクスワーゲングループ税引後利益	697

参考文献

当研究ノートで取り上げた、2005年当時のDAX対象15社のアニュアル・レポート。ただし、アディダスのみドイツ語。括弧内の数字は神奈川大学図書館整理番号。

- Adidas GROUP, Geschäftsbericht 2005 (A 335. 48/105/322)
- ALTANA, Annual Report 2005 (A 335. 48/105/323)
- HypoVereinsbank (UniCredit Group), HVB GROUP ANNUAL REPORT 2005 (A 335. 48/105・B/74)
- Continental, Annual Report (A 335. 48/105・B/83)
- DEUTSCHE BORSE GROUP, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/324)
- Lufthansa, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/87)
- Deutsche Post World Net, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/142・B)
- Deutsche Telekom, Deutsche Telekom 2005 (A 335. 48/105・B/142・C)
- Henkel, Henkel Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/92)
- MAN Group, 2005 Annual Report (A 335. 48/105・B/102・C)
- METRO Group, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/99・B)
- RWE, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/108・B)
- SCHERING AG, ANNUAL REPORT 2005 (A 335. 48/105・B/111)
- TUI, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/105)
- VOLKSWAGEN AG, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/115)